

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月18日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

## 1 入札に関する事項

- (1) 業務名：平成29年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その6）
- (2) 履行場所：嘉手納飛行場周辺地区及び普天間飛行場周辺地区
- (3) 履行内容：住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（通知）【防地防第1198号。27.1.30】（以下「実施要項」という。）及び住宅防音事業委託業務標準仕様書のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の翌日～平成30年3月30日

## 2 競争参加資格

### (1) 単体企業

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者でないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと。

ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処され、又はこの法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

オ 地方防衛局及び東海防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）が発注した委託業務において、契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者でないこと。

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者でないこと。

キ 法人であって、その役員のうちに前各号いずれかに該当する者があるものでないこと。

ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。

ケ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者でないこと。

コ その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって本委託業務の公正な実施又は本委託業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者でないこと。

サ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）

シ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ス 入札実施年度に有効な競争契約の参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提

供等」の資格を有する者であること。

セ 別紙様式第1による一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、防衛省から指名停止又は取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

ソ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## (2) 共同事業体

ア 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時までに代表者を定め、それ以外の者は構成員として参加するものとする。

なお、代表者及び構成員は、他の共同事業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

イ 共同事業体で入札に参加する場合には、代表者及び構成員は、(1)に規定する条件を満たすものとする。

ウ 共同事業体を結成するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の(ア)から(タ)までに掲げる事項を規定した共同事業体結成に関する協定書により、協定を締結するものとする。

なお、共同事業体の構成員となる企業は、委託業務の実施に際し、瑕疵があった場合における構成員間の責任分担に関する事項及び業務遂行に伴う損害賠償に関する事項について、あらかじめ合意するとともに、請求手続に関する覚書を取り交わさなければならない。

### (ア) 目的

共同事業体の構成員が、委託業務を共同連帶して営む旨を規定すること。

### (イ) 共同事業体の名称

### (ウ) 主たる事務所の所在地

### (エ) 成立及び解散の時期

契約を締結した日から当該契約の終了後3月を経過する日までの間は、解散しないこと。

### (オ) 構成員の住所及び名称

### (カ) 代表者の名称

### (キ) 代表者の権限

代表者は、委託業務の実施に関し、共同事業体を代表すること及び業務委託料の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有すること。

### (ケ) 運営委員会

構成員全員をもって運営委員会を設けること及び当該運営委員会が共同事業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上、決定し、委託業務の実施に当たること。

### (ケ) 構成員の責任

構成員は、委託業務の履行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

### (コ) 区分経理

共同事業体は、委託業務に係る収入及び支出について、明確に区分して経理すること。

### (サ) 権利義務の譲渡の制限

委託業務に係る権利義務は、他人に譲渡することができないものとすること。

### (シ) 構成員の加入に関する事項

新たに構成員を加入させようとする場合は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。

### (ス) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置

構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合においては、他の構成員

が共同連帶して委託業務を実施するものとすること。

(セ) 代表者の変更

代表者が脱退、破産若しくは解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、委託者の承認を得た上で、従前の代表者に代えて、他の構成員のいずれかを代表者とすること。

(ソ) 解散後の瑕疵担保責任

委託業務の実施に関し、瑕疵があったときは、共同事業体が解散した後においても、各構成員は共同連帶してその責に任ずること。

(タ) 協定書に定めのない事項

協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めること。

(3) 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係（これらと同視しえるものも含む。）がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、次の(ア)の規定については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合

(4) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

ア 個人情報の保護に関する要件

(ア) 個人情報を適正に管理できることを証明できる者であること。

(イ) 地方防衛局及び東海防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。）にあっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は同協会が認定する審査機関のISM認証等を得ていること。

イ 中立公平性に関する要件

(ア) 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計又は監理の請負者（委託業務の受託期間中に当該工事、設計又は監理の請負（下請けを含む。）を予定している者を含む。）でないこと、当該請負者と資本又は人事面において関連がないこと及び過去に資本又は人事面において関連がある者でないこと。

(イ) (ア)に規定する資本又は人事面において関連がある者とは、次のaからcまでに該当する者をいう。

a 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合（代表権を有しているか否かは問わない。）

c 親会社と関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。）の関係にある場合

ウ 提案書に関する要件

提案書は、委託業務の実施体制を明記し提出すること。

エ アからウまでの規定は、(2)に規定する共同事業体を結成する全ての企業に適用する。

### 3 入札に参加する者の募集に関する事項

#### (1) 入札に係るスケジュール等

入札に関する説明は、「住宅防音事業業務委託標準仕様書」を地方防衛局等に受領に来た者に対して個別に行う。質問は書面（形式自由、電子メール又はFAX等）により受け付け、質問及び回答は軽微なものを除き全て公表する。

なお、提出期間内に一般競争参加資格確認申請書等が提出場所に到達しなかった場合は、本競争には参加できない。また、競争参加資格が認められなかつた場合においても、本競争に参加することはできない。

入札関係書類提出期限	平成29年9月6日まで 行政機関の休日を除く。毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)
提出場所	下記4(1)に同じ。
提出方法	持参又は郵送等(書留郵便)によるものとする。
ヒアリング	平成29年9月7日
競争参加資格の確認結果の通知	平成29年9月12日までに郵送で行う。

#### (2) 入札関係書類等

入札参加希望者は、次のアからカまでに掲げる書類を、上記に定められた期日までに委託者に提出すること。

- ア 入札実施年度に有効な競争契約の参加資格（全省庁統一資格）に係る「役務の提供等」の資格審査結果通知書の写し
- イ 一般競争参加資格確認申請書（別紙様式第1）
- ウ 個人情報管理に係る体制証明書（別紙様式第2）ただし、プライバシーマーク使用許諾等を得ている者は、当該許諾等を証明するものの写しの提出をもって代えることができる。
- エ 中立性等証明書（別紙様式第3）
- オ 法人登記簿等の資本又は人事面について確認できる書類
- カ 提案書（別紙様式第4）

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒904-0295  
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9  
沖縄防衛局企画部住宅防音課住宅防音第1係  
電話098-921-8181（内線255）

#### (2) 入札説明書等の交付期間等

平成29年8月18日から平成29年9月6日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、担当部局にて上記3(2)の入札の実施手続きを行った者に交付する。

なお、交付については貸与とし、開札日から14日以内に返却するものとする（郵送等による場合は期限内必着。）。

#### (3) 入札及び開札の日時等

平成29年9月14日 午後2時30分  
沖縄防衛局1階入札室  
入札書は持参すること。（伝送又は郵送による入札は認めない。）

#### (4) 確認方法

##### ア 入札参加資格の確認

委託者は、3(2)アからカまでに掲げる書類その他入札説明書等に基づき提出される入札関係書類により2に規定する入札参加資格を確認するものとし、その資格を満たしていない入札参加希望者は、入札に参加できないものとする。

## イ ヒアリング

委託者は、入札関係書類に記載されている内容に不備等があった場合には、その内容を確認するため、競争参加資格の確認結果の通知前に入札参加希望者にヒアリングを行うものとする。

## 5 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

ア 入札書に記載されている金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格の次に低い価格を持って入札した者を落札予定者とすることがある。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2者以上いる場合は、当該入札をした者にくじを引かせ落札予定者を決定するものとする。当該入札をした者がくじを引くことができない場合には、入札事務に直接関係がない地方防衛局等の職員がこれに代わってくじを引くものとする。

ウ アに規定する要件を満たす入札がなかった場合は、改めて直ちに再度の入札を行うものとする。

エ 落札者が決定した場合は、落札者の氏名又は名称、落札金額等を遅滞なく公表するものとする。契約を締結した場合も同様とする。

### (2) 落札者が決定しなかった場合の措置

ア 入札において落札者がいなかった場合には、必要に応じ入札参加条件等を見直した後、再度、入札を行うものとする。

イ 入札により落札者が決定せず、委託業務を実施する時間が十分に確保できない等やむを得ない場合には、委託者の判断により実施要項によらないことができる。この場合においては、委託者はその理由を公表するものとする。

## 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付する。納付先は保管金の取扱店日本銀行コザ代理店とする。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁沖縄防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることが出来る。また、公共工事工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、証明書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 落札者が決定した場合は、落札者の氏名又は名称、落札金額などを公表する。また、契約を締結した場合も同様とする。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 詳細は入札説明書による。